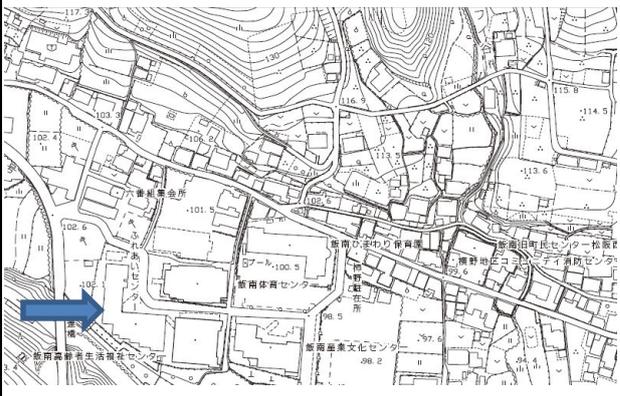


# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	S01670	施設名称	飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター【松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター】(松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター)		
所在地(住所)		松阪市飯南町横野885番地			
					
根拠条例	松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例		担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課	
設置年度	平成10年度		財産区分	12 公共用財産	
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	当施設は、地域福祉推進特別対策事業の採択を受け、平成11年3月に完成したものであり、高齢者や障がい者が住み慣れた地域において健康で生きがいをもって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、地域住民やボランティアがお互いに助け合い「共に生き、共に生かされる」社会の実現を図る拠点施設として整備している。				
施設の設置目的に沿った運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年3月完成、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会へ管理委託。</li> <li>平成17年度、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会へ管理委託。</li> <li>平成18年度から指定管理者制度により社会福祉法人松阪市社会福祉協議会へ指定管理委託をしている。</li> </ul>				

## (2)建物の概要

設置形態	複 合		用途地域等	区域外	
駐車場(収容台数)	9台				
土地	敷地面積	3,848.76㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター			
	用途	老人施設	構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上1階・地下0階	
	建築年月	平成11年 3月 1日	建物取得費(全体)	497,000,000円	
	延床面積	1,289.10㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	・バリアフリー適合施設				

### (3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30～PM5:00	休所(館)日	土曜・日曜日・祝祭日及び12月29日～1月3日
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成26年4月1日	至	平成31年3月31日
業務内容	高齢者・障がい者福祉サービスの充実と地域住民の健康づくりや様々な人々との出会いの中でお互いの絆を深め、社会参加活動を通じて高齢者や障がい者の方々の生きがいを支援する。		

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)－③					10,587,437円				
市民一人あたりのコスト					62.65円				
財源		補助金等収入		その他収入					
		使用料等収入		③年間収入合計		516,100円			

### (5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
ボランティアルーム・ふれあいルーム	回	308	3,410	2,912
健康相談室・診察室・生活指導室	回	289	1,938	588
多目的ホール	回	151	3,056	3,208

### (6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

### (7)その他

管理・運営上の問題点	この施設の目的から殆どの利用者が利用料金の減免対象者であり収益は望めない施設である。このため指定管理制度による施設でよいのか問題である。また、築14年となり修繕箇所が増加や設備の取替えも発生しているため今後も指定管理者と管理運営について協議が必要である。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	地域福祉推進特別対策事業(地域総合整備事業債)の採択を受け建築している事と飯南管内唯一の地域福祉の拠点施設であるため今後もこの施設を利用して事業が展開されていくため少なくとも起債の償還が終了するまでは、廃止転用は難しい。
特記事項	指定管理者である社会福祉法人松阪市社会福祉協議会が就労継続支援B型事業所を運営、行政が地域住民課保健師が常駐し保健事業を実施しているまた保育士が常駐し子育て支援センターを運営している複合施設である。災害時の避難場所として指定している。

